『中小企業 / 事業承継』実務マニュアル 行政書士 杉下法務事務所

- I.「経営承継円滑化法」(中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律) 平成 20 年 5 月成立
  - ⇒ 経営承継円滑化法改施行規則、改正税法など施行(平成21年4月)
- Ⅱ. ①相続税・贈与税の納税猶予制度(事業承継税制)
  - ②民法の遺留分に関する特例
  - ③金融支援など支援策の充実
- III. 事業承継の重要ポイント
- 1) 事業承継の内容
  - ①経営そのものの承継
    - a. 経営ノウハウの承継
    - b. 経営理念の承継
  - ②自社株式・事業用資産の承継
    - a. 自社株式や事業用資産の後継者への集中と遺留分への配慮
  - b. 事業承継に際して必要な資金の確保

### <留意点>

- 1. 経営者や後継者、会社が一丸となって早くから取り組むことが重要
- 2. 会社や事業の現状をしっかり把握すること。
  - -株主構成
  - -事業用資産の所有状況
  - ー借入の状況
  - 元経営者による債務保証・担保提供の状況
- 2) 事業承継の方法/課題/対策の検討
  - ① 親族・社内に後継者がいる場合
    - a. 相続税・贈与税対策 ⇒ 税理士に相談

### 相続税・贈与税の納税猶予制度の活用

- b. 相続紛争回避策 ⇒ 遺言、会社法、経営承継円滑化法等による法的対策
- c. 必要な資金の調達 ⇒ 日本政策金融公庫や商工組合中央金庫の融資
- d. 後継者教育 ⇒ 後継者育成セミナーへの参加

(中小企業応援センター・中小企業基盤整備機構等のセミナー)

- e. 経営全般の見直し ⇒ 経営相談 (中小企業応援センター)
- ②親族・社内に後継者がいない場合
- a. 社内への売却

# b. 廃業

# 3) 事業承継計画

- ① 現状の把握
  - a.事業承継に係る関係者の状況

【中小家の親族関係】			【その他の関係者】			
氏名	年齢	続柄	備考	氏名	年齢	備考
中小太郎	60 歳	本人	T社の創始者(代	A	63 歳	T 社の専務取締役(太郎の右
			表取締役社長)			腕、最近病気がち)
中小花子	58 歳	妻	T社常務取締役	В	35 歳	T社の若手。将来の役員候補
中小 学	30 歳	長男	T 社の従業員	С	70 歳	T社の元取締役。数年前退社
中小梅子	28 歳	長女	公務員 (T 社とは			
			無関係)			

# b. 事業承継に係る現状認識

0. 主 米/小屋(こ)(いる つじか) (いい)						
【経営者自身	'の個人資産の料	犬況】	【T社の経営資源・リスクの状況】			
相続財産評価額		備考	項目	数値	備考	
T 社株式	2億6千万円	T社の60%	社員数	30 名	役員·従業員総数	
不動産(自宅)	7千万円		総資産	8億円		
預貯金	3 千万円		自己資本	2 億円	内部留保が蓄積	
合計	3億6千万円		売上高	8億円		
			経常利益	3 千万円	当期は業績好調	
(注)株式の評価は、太郎の相続発生時には			(注) T 社の主力商品のマーケットシェアは			
会社の業	<b>終請向上を反映し</b>	て3億円程	ライバルの U 者と拮抗しており、取引			
度まで上昇することが見込まれる。			先企業S者との取引をより一層強化す			
			ることがマーケットシェア拡大にと			
			って	必要な状況。		

c. 後継者候補に関する状況

候補者 中小学

経営の意欲あり。最近まで取引先のS社に勤務。T社勤務の経験浅い。 社内での認知度が低い。経営に必要な知識も不十分。

d. その他重要事項

太郎の法定相続人 : 花子 (妻)、学 (長男)、梅子 (長女) の 3 人 T 社 株主 : 太郎 (60%)、花子 (30%)、A (5%)、 C (5%) T 社定款には譲渡制限の規定あり。相続人に対する売渡請求の定めなし。 4) 事業承継計画(具体例: T 社社長中小太郎の事業承継計画)

a. 事業承継の概要

現経営者	中小 太郎 (60 歳)
後継者	中小 学 (30 歳): 太郎の長男 (現在、当社従業員)
承継方法	親族內承継、株式贈与
承継時期	4年目に社長交代

# b. 経営理念、事業の中期目標

経営理念	適正規模で、全員参加の、高品質経営			
事業の方向性	・三つ(雇用・設備・債務)の適正規模化を図る。			
(経営ビジョン)	・現在の主力商品のマーケットシェアを一層拡大する。			
将来の数値目標	【現状】 【5年後】 【10年後】			
	売上高 8 億円 ⇒ 9 億円 ⇒ 10 億円			
	経常利益 3千万円 ⇒ 3千5百万円 ⇒ 4千万円			

c. 事業承継を円滑に行うための対策・実施時期

# (1) 関係者の理解

- ①家族会議で、学を後継者とすることを決定(実施済み)。
- ②社内の役員・従業員に学を後継者とする旨を公表し、事業承継計画を発表(2年目)
- ③金融機関・取引先企業(S社等)に学を後継者とする旨を告知(3年目)。
- ④学を取締役(1年目)、常務取締役(2年目)、専務取締役(3年目)、代表取締役(4年目)とし、段階的に権限移譲・
- ⑤Bを取締役に抜擢。Aに退任してもらう。⇒役員の世代交代 (4年目)。
- ⑥学の代表取締役就任にあわせ、太郎は会長(4年目)、相談役(8年目)として サポートにまわり、10年目に完全引退。

## (2) 後継者教育

- ①S 社での他社勤務 (実施済)。
- ②社内での配置:Y工場(現在)、本社営業(2年目)、本社管理(3年目)、総括責任(4年目)。
- ③商工会議所・商工会の「経営革新塾」への参加(2年目)

#### (3) 株式・財産の分配

- ①相続人に対する売渡請求権に関する定款変更を行う(1年目)。
- ②公正証書遺言により、花子に自宅(7千万円)を梅子に預貯金(3千万円)を相続させることとする。(1年目)
- ③会社による自己株式の取得: Aの株式5%(3年目)、Cの株式5%(3年目)
- ④学取得させる株式(60%)については生前一括贈与をし、**贈与税の納税猶予**の適用を受ける(4年目)
- ⑤遺留分減殺請求による株式分散(注)を防止するため、民法特例により除外合意を

#### 行う (5年目)。

(注)後継者以外の相続人の遺留分は、花子:4分の1 (1億円)、梅子:8分の1 (5千万円)株式価値の上昇を見込んで相続開始時の相続財産を4億円(学に対する生前贈与株式を含む)と仮定すると、花子の遺留分を3千万円、梅子の遺留分を2千万円侵害することになり、これによる株式分散を防止するための方策が必要。

### (4) 贈与税の納税猶予制度を受けるための主要な要件

上記の計画策定にあたっては、贈与税の納税猶予を受けるための要件として以下の内容 を考慮している。

- ①株式の贈与前に、経済産業大臣の事前確認を受けること。
- ②太郎は学にその保有株式を、原則として一括贈与すること。
- ③その贈与の時点において、学は3年以上役員であること。
- ④その贈与の時点において、学は代表権を有すること。
- ⑤その贈与の時点に以後において、太郎は役員でないこと。

### 5) 後継者の選び方・教育方法

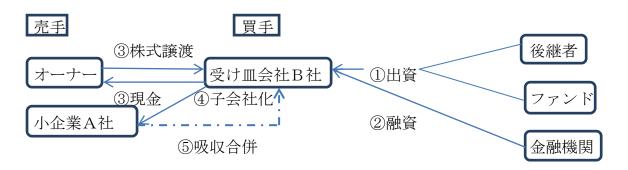
- (1) 候補者
- ①親族の候補者・・・経営者としての資質と自覚 ⇒ 後継者教育
- ②親族以外の候補者
- (2) 現経営者の役割
- ①後継者の決定は、現経営者に発言権や決定権のあるうちに行う。
- ②後継者が社長となった後も、現経営者が会長として後継者の経営を背後 からバックアップし、後継者に段階的に経営者としての権限を委譲して ゆく方法もある。

# 6) 後継者教育

- (1) 内部での教育の例
- ①各部門をローテーションさせる ⇒ 経験と知識の習得
- ②**責任ある地位に就ける** ⇒ 経営に対する自覚が生まれる
- ③現経営者による指導 ⇒ 経営理念の引継ぎ
- (2) 外部での教育の例
- ①他社での勤務を経験させる ⇒ 人脈の形成・新しい経営手法の習得
- ②子会社・関連会社当の経営を任せる ⇒ 責任感の醸成・資質の確認
- ③セミナー等の活用 ⇒ 知識の習得、幅広い視野を育成

- 7) 従業員への承継
  - (1)役員・従業員等社内への承継パターン 自社の役員などが後継者となる場合、役員等がオーナー経営者から株 式を買い取るMBO・EBOという手法が考えられる。
  - (2) 取引先・金融機関等外部から後継者を雇入れる承継パターン

図: 中小企業における典型的なMBOの手法



この種のMBO等に係る融資には日本政策金融公庫等の融資制度がある。

- 8) 親族や従業員等に後継者候補がいない場合 ⇒ 会社の売却
- 9) 適切な後継者がいない場合の相談窓口: 中小企業基盤整備機構/中小企業応援センター/事業承継マッチング支援 (千葉県:ちばネットワーク (財)千葉県産業振興センター 047-426-9011
- IV. 事業承継の具体的方法
- 1) 後継者への経営権の集中方法
  - (1) 生前贈与・遺言〜経営者の生前に贈与をしたり、遺言を作成するなどして、予め対策を講じるのが有効。

# 注意点:

遺言:遺言内容の実現を確実にするため、遺言執行者を指定しておく のが望ましい。利害関係者を遺言執行者とすることはなるべく 避け、弁護士等専門知識を有する第三者を指定しておく。

- (2) 会社や後継者による買取り
- (3) 会社法の活用
  - ①株式の譲渡制限や相続人に対する売渡請求制度
  - ②種類株式(議決権制限株式など)
- ※ 遺言代用信託、後継ぎ遺贈型の受益者連続信託 ⇒ 要調査(信託法)

# ~社団法人信託協会 0120-817335 相談窓口

- 2) 既に分散してしまっている自社株式を後継者に集中する方法
  - (1)後継者が他の株主から株式を買い取る。⇒ 平成20年10月1日に施行された経営承継円滑化法の金融支援措置 ⇒ 経済産業大臣の認定が必要
  - (2) 会社が後継者以外の株主から買い取る。 低利の融資:(株)日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫
  - (3) 会社が新株を発行して後継者だけに割当てる方法

一度株式が分散してしまうと、それを再度集中することは難しい。 分散する前にその防止策を講じることが重要。

- 3) 会社法の活用(自社株式の集中/分散防止)
  - (1) 株式の譲渡制限

定款で、株式を譲渡する場合に会社の承認を必要とすることにより、自社株式の分散を防ぐ。

- ⇒ 新たにこの制度を導入する定款変更のためには、株主総会の特殊決議(総株主の人数の半数以上で、かつ、総株主の議決権の3分の2以上の賛成)が必要になる。
- (2) 相続人に対する売渡請求

株式の譲渡制限を行っても、相続や合併による取得には適用されない。 相続などによる分散を防ぐため、定款を変更して、株式を相続した株 主に対して会社がその売渡しを請求できるようにする。

この定款変更のためには、株主総会の特殊決議(総株主の人数の半数以上で、かつ、総株主の議決権の3分の2以上の賛成)が必要になる。

- (3)種類株式
  - ①議決権制限株式

議決権制限株式(株主総会での議決権の全部又は一部が制限されている 株式)を活用して、後継者には議決権のある株式を、それ以外の相続人 には議決権のない株式を、それぞれ取得させて、後継者に議決権を集中 させる。

- ※ 議決権のない株式の株主は、基本的に会社からの配当を期待するしかないので、非後継者に納得してもらうには、優先的に配当を実施するなどの配慮が必要になる。
- ※ 株式譲渡制限会社において、議決権制限株式の発行限度がない。

(会社法施行前は、発行済み株式総数の2分の1までという制限有り)

# ②拒否権付株式(黄金株)

経営者が、自社株式の大部分を後継者に譲るけれども不安が残る、という場合には、経営者が拒否権付株式(一定の事項について、株主総会決議のために、必ず、拒否権付株式の株主総会決議が必要、という株式)を保有し、後継者の経営に助言を与えられる余地を残しておく。

※ 拒否権付株式は強い効力を有するので、万が一にも他の人の手に渡る ことのないよう、出来れば前経営者の生前に消却するようにする。

取得条項付株式、議決権や配当の異なる株式の種類・内容などを確認しておくこと。

# 4) 遺留分に注意

基礎財産に加えられる金額は贈与された時点ではなく、経営者の相続開始時点での評価による。従って、例えば、贈与を受けてから相続開始時までの間に評価額が上昇していれば上昇後の評価額が贈与を受けた額となって基礎財産に算入される。

5) 遺留分による紛争や自社株式・事業用資産の分散を防止するための方法

(1) 遺留分の事前放棄

遺留分を放棄するには、放棄しようとする非後継者が自分で家庭裁判 所に申立てをして許可を受けなければならない。⇒面倒、大きな負担

(2) 経営承継円滑化法の民法特例の活用

#### V. 経営承継円滑化法の民法特例

### 1) 概要

- ①経営者から後継者に生前贈与された自社株について、遺留分算定基礎財 産から除外することができる。
- ②経営者から後継者に生前贈与された自社株について、基礎財産に算入する際の価額を固定することができる。
- ③後継者を含む現経営者の推定相続人全員の合意を前提とする。
- ④経済産業大臣の確認と家庭裁判所の許可が必要。
- ⑤いずれの手続も、メリットを享受する後継者が単独で行うことができる。
- ※ 平成 21 年度税制改正

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度 ⇒ 要確認。

### 2) 内容

### (1) 除外特例

後継者と非後継者は、後継者が経営者から生前贈与等によって取得した 自社株式について、遺留分算定の基礎財産に算入しない、という合意を することができる。この合意の対象とした自社株式は遺留分減殺の対象 から外れる。

### (2) 固定特例

後継者と非後継者は、後継者が経営者から生前贈与等によって取得した 自社株式について、遺留分算定の基礎財産に算入する価額を合意時点の 価額とすることを合意することができる。

後継者は、将来の価値上昇による遺留分の増大を心配することなく経営 に専念することが可能になる。

合意する株式の価額は、その適正さを裏付けるために「合意の時における相当価額」であることについて、弁護士、公認会計士、税理士の証明が必要となる。

# (3) その他

上記の除外特例又は固定特例に関する合意をする際には、非後継者が経営者からの生前贈与等によって取得した財産についても、遺留分算定の基礎財産にしないという合意をすることができる。これを活用して後継者と非後継者の間のバランスをとるなどの工夫ができる。

⇒ もう少し詳しく掘り下げること。

一部の自社株式を除外特例の対象とし、残りを固定特例の対象とすることは可能。⇒ 状況に合わせて、いろいろな使い方ができる。

# 3) 利用のための要件

### (1) 会社

中小企業であること。 **(中小企業の定義)** ⇒ まとめておくこと。

3年以上継続して事業を行っていること。

#### (2) 先代経営者

民法特例を受ける先代経営者は、過去又は現在において、会社の代表者である必要がある。

また、先代経営者の推定相続人のうち、少なくとも一人に対して会社の株式を贈与していなければならない。

# (3)後継者

先代経営者の推定相続人であり、現在において、会社の代表者である必要

がある。

先代経営者からの贈与等により株式を取得して、会社の議決権の過半数を 保有する必要がある。

- (4) 合意の必要条件
- ①当事者(先代経営者の遺留分を有する推定相続人全員)の合意
- ②合意の対象となる株式を除くと、後継者が議決権の過半数を確保する ことができないこと。
- ③以下の場合に非後継者がとることができる措置の定めがあること
  - ・後継者が合意対象の株式等を処分した場合
  - ・先代経営者生存中に後継者が代表者でなくなった場合
- ⇒ もう少し突っ込んで調べておくこと。

# 4) 合意書・手続き

- (1) 合意書
- ① 必ず記載しなければならない事項
  - a. 合意が会社の経営の承継の円滑化を図ることを目的とすること
  - b. 後継者が経営者からの贈与等により取得した自社株式について
    - ・遺留分算定の基礎財産から除外する旨
    - ・遺留分算定の基礎財産に算入すべき額を固定する旨
  - c. 次の場合に非後継者がとり得る措置
    - ・後継者が b.の合意の対象とした自社株式を処分した場合
    - ・後継者が経営者の生存中に代表者を辞任した場合

#### [例]

- ・非後継者は合意を解除することができる。
- ・非後継者は、後継者に対し、対象株式を他に処分して得た金銭の 一定割合に相当する額を支払うよう請求することができる。
- ・非後継者は、後継者に対し、一定の違約金、制裁金を請求する ことができる。
- ② 必要に応じて記載する事項
  - d. 後継者が経営者からの贈与等により取得した自社株式以外の財産(事業用資産など)を遺留分算定の基礎財産から除外する旨
  - e. 推定相続人間の衡平を図るための措置

### [例]

- ・後継者は、非後継者に対し、一定の金額を支払う。
- ・後継者は、先代経営者に疾病が生じた時の医療費を負担する。
- f. 非後継者が経営者からの贈与等により取得した財産を遺留分算定の

基礎財産から除外する旨

[例]

- ・非後継者が経営者からの贈与により取得した現預金や自宅不動産 について遺留分算定の基礎財産から除外する。
- (2) 手続き
- ①合意をしてから、1 か月以内に、経済産業大臣の確認を申請
- ②経済産業大臣の確認を受けてから1か月以内に、家庭裁判所の許可の 申し立て
- ※ 経営者から後継者に生前贈与がなされた時期については制限はないが、 これらの合意は、平成 21 年 3 月 1 日(民法特例の施行日)以降になさ れたものでなければならない。

# IV. 事業承継/資金調達

- 1) 事業承継に必要な資金
  - (1) 親族内承継
  - ①後継者が、相続等で分散した自社株式や事業用資産を買い取るための 資金
  - ②後継者が、相続や贈与によって自社株式や事業用資産を取得した場合 に必要な相続税や贈与税の納税資金
  - ③会社が、後継者や他の相続人等から自社株式や事業用資産を買い取る ための資金
  - (2) 親族外承継
  - ①経営陣は従業員が買い取るケース(MBO・EBO)
  - ②社外の個人や会社が買い取るケース
- 2) 事業承継に必要な資金の調達
  - (1) 政府系金融機関からの融資
  - ① (株) 日本政策金融公庫 (http://www.jfc.go.jp/, **2** 0120-154-505)
  - ② 沖縄振興開発金融公庫 (http://www.okinawakouko.go.jp/、

**8** 098-941-1740)

③ (株) 商工組合中央金庫 (http://www.shokochukin.go.jp/,

**2**03-3246-9366)

- (2) 融資可能なケース
- ① 自社株式等の取得を行う会社への融資
- ② 後継者個人への融資 経営承継円滑化法に基づく認定を得ることで、融資を受けることが

可能

③ 親族外承継を行う場合への融資

### (2) 信用保証の活用

経営承継円滑化法に基づく認定を受けた中小企業者は、事業承継に関する資金を、信用保証協会の保証を活用して金融機関から借り入れる場合は、通常の保証枠とは別枠(※普通保険:2億円、無担保保険:8.000万円、特別小口保険:1250万円)が用意されている。

# (3) 中小企業投資育成株式会社(投資育成会社)

中小企業が発行する株式する株式の引受け等を通じ、中小企業の自己 資本充実を支援する機関。投資育成会社から投資を受けることは、 後継者への円滑な事業承継、長期安定株主の導入による経営権の安定、 人材の育成などにも役立つ。

① 投資育成会社

中小企業への投資やその育成を目的として、法律に基づいて 1963 年に 東京・名古屋・大阪に設立された政策実施機関。

② 事業内容

a.対象:資本金3億円以下(投資育成会社による投資前の資本金) の中小企業

b.機能:株式、新株予約権付社債等の引受けを行うことで、担保不要 の長期安定資金として投資する。(審査がある。) 投資後は、投資後は、投資先企業の経営の自主性を尊重しつ つ、信頼できるパートナーとして各種経営相談に応じ成長を 支援。

# ③その他の機能

- a. 後継者への円滑な経営承継:各種経営アドバイス、研修会、交流会の開催など
- b. 後継者の経営権安定:長期安定株主として、後継者を支援
- c. 補佐人の教育など組織体制の強化: 階層別研修 ⇒ 後継者を補佐 する人たちへの教育

#### 東京中小企業投資育成株式会社

東京都渋谷区渋谷 3-29-22

URL: <a href="http://www.sbic.co.jp/">http://www.sbic.co.jp/</a>

**常**: 03-5469-1811 (代) FAX: 03-5469-5875

### 3)税金

- (1) 相続税
- (2) 贈与税 (暦年課税制度と相続時精算課税制度の比較)

項目	曆年課税制度	相続時精算課税制度
概要	暦年(1月1日から12月31日まで	将来相続関係に入る親から子への贈与
	の1年間) 毎にその年中に贈与され	について、選択制により、贈与時に軽減
	た価額の合計に対して贈与税を	された贈与税を納付し、相続時に相続税
	課税する制度。	で精算する課税制度。
贈与者	制限なし	65 歳以上の親
受贈者		20 歳以上の子である推定相続人
選択の届出	不要	必要
		(注) 一度選択すれば、相続時まで
		継続適用。
控除	基礎控除額(毎年): 110 万円	非課税枠: 2,500 万円
		(限度額まで複数年にわたり使用可)
税率	基礎控除を超えた部分に対して	非課税枠を超えた部分に対して
	10~50%の累進課税	一律 20%の税率
適用手続	贈与を受けた年の翌年3月15日ま	選択を開始した年の翌年3月15日まで
	でに贈与税の申告書を提出し納税。	に、本制度を選択する旨の届出書及び
		申告書を提出し、納税。
相続時精算	相続税とは切り離して計算。	相続税の計算時に精算(合算)。
	(注) 相続開始前3年以内の贈与は	(注)贈与財産は贈与時の時価で評価。
	相続財産に加算	

# VII. 事業承継支援のための特別な税制措置

# 1) 概要

- (1) 非上場株式に係る相続税の80%納税猶予制度(平成21年度創設)
  - 一定の要件を満たす場合、相続等により後継者が取得した非上場株式の 課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予される。
- (2) 非上場株式に係る贈与税の納税猶予制度(平成21年度創設) 一定の要件を満たす場合、贈与により後継者が取得した非上場株式に 対する贈与税の納税が猶予される。
- (3) みなし配当課税に関する特例
  - 個人株主が相続等により取得した非上場株式を発行会社へ売却した場合で、次の要件を満たすときは配当所得とされず、譲渡所得等として、申告分離課税の対象となる。(所得税・住民税合わせて 20%の税率によ

### り課税。)

### <適用要件>

- ①個人が相続等により非上場株式を取得して、相続税を納付すること。
- ②相続税の申告期限の翌日から3年経過日までに、対象となる非上場 株式を発行会社に売却すること。

### (4) 小規模住宅等の特例 ⇒ 税理士

# a. 特定事業用宅地等の特例

特定事業用宅地等(申告期限まで事業を継続すること等の条件あり)は、400 ㎡までの評価額の80%が減額される。

また、一定の要件を満たす同族会社の事業を承継する場合も同様の減額がある。

# b. 特定居住用宅地等の特例

特定住居用宅地等(申告期限まで居住を継続すること等の条件あり) は、240 ㎡まで評価額の80%が減額される。

### 2) 非上場会社の株式に係る相続税の納税猶予の特例

# (1) 内容

後継者(=相続人。先代経営者の親族)が、相続により非上場会社の株式を取得し、本制度の要件を満たす場合(経済産業大臣の認定等)には、後継者が相続前から既に保有していた議決権株式を含めて、発行済み完全議決権株式総数の3分の2に達するまでの部分について、課税価格の80%に対応する相続税が猶予される。

- ⇒ 経済産業大臣の認定:相続開始後8か月以内に各地域の経済産業局へ申請を行う必要あり。
- ⇒ 認定取得後~相続税の申告期限まで=申告書の作成・提出 この特例の適用を受ける旨を記載した相続税の申告書及び一定の 書類を税務署へ提出するとともに、納税が猶予される相続税額及び 利子税の額に見合う担保を提供する必要がある。?
- (2) 相続税の納税猶予についての要件説明
- ①計画的な承継に係る取組 (経済産業大臣の確認)

先代経営者の存命中に「経済産業大臣の確認」を受けておく必要がある。 相続又は贈与の後に確認を取得しても納税猶予の適用は受けられない。 確認に係る審査には約1か月程度(目安)かかる。

但し、以下の場合には「確認」を受けていなくとも認定の対象となる 場合がある。

- a. 制度の施行直後(平成 20 年 10 月 1 日~平成 22 年 3 月 31 日まで)に 相続が開始した場合。
- b. 先代経営者が 60 歳未満で死亡した場合
- c. 先代経営者から公正証書遺言により取得する株式と合せると、後継者が 発行済議決権株式の過半数を有する場合
- ②先代経営者(被相続人)の要件
  - a. 会社の代表者であったこと
  - b. 先代経営者と同族関係者で発行済議決権株式総数の 50%超の株式を 保有し、かつ、その同族関係者内で筆頭株主であったこと等
- ③後継者(相続人)の要件
  - a. 先代経営者の親族であること
  - (注)「親族」の範囲は、1) 6 親等内の血族、2) 配偶者、3) 3 親等内の姻族
  - b. 相続開始の直前において対象会社の役員であったこと
  - c. 後継者と同族関係者で発行済議決権株式総数の 50%超の株式を保有し、かつ、その同族関係者内で筆頭株主となること(1つの会社で納税猶予の適用を受けられるものは1人)
  - d. 相続のあった日の翌日から5か月を経過する日に会社の代表者である こと 等
- ④対象会社の要件
  - a. 中小企業基本法の中小企業であること(特例有限会社、持分会社も対象)
  - b. 非上場会社であること
  - c. 資産管理会社に該当しないこと
  - (注)「資産管理会社」とは、有価証券、自ら使用していない不動産、現金、 預金等の特定の資産の保有割合が総資産の帳簿価額の総額の70% 以上の会社やこれらの特定資産からの運用収益が総収入金額の75% 以上の会社をいう。(ただし、一定の事業実態のある会社は除かれる)
  - d. 従業員が1名以上であること 等
- ⑤経済産業大臣の認定

認定の申請は、「相続開始の日の翌日から8か月を経過する日」までに 各地域の経済産業局に対して行う。

相続税の納税猶予の適用を受けるためには、認定時に交付される「認定書」とその他の必要書類を添付して、税務署に相続税の申告を行う必要がある。

⑥事業継続期間(5年間)の要件

相続税の申告期限から5年間、事業を継続する必要がある。

- a. 認定を受けた会社の代表者であること
- b. 雇用(従業員数)の8割以上を維持すること

「従業員数」は、厚生年金保険及び健康保険加入者をベースに判定

- c. 相続した対象株式を保有していること 等
- d. 事業継続期間中は毎年1回、報告基準日(相続税の申告期限から1年を経過するごとの日)の翌日から3か月以内に経済産業局に対して所定の報告書の提出が必要。(事業継続期間中は毎年1回、期間経過後は3年に1回)
- ⑦その後(事業継続期間の経過後)の取り扱い

納税猶予の対象株式を継続保有等していれば、納税猶予は継続される。 次の場合には、猶予されている相続税の全部又は一部の納付が免除される。 (税務署に一定の申請等を行う必要がある。)

- a. 当該経営者(後継者)が死亡した場合
- b. 会社が破産又は特別清算した場合
- c. 対象株式の時価が猶予税額を下回る中、当該株式の全部の譲渡を行った場合(ただし、その時価を超える猶予税額のみ免除)
- d. 次の後継者に対象株式を贈与し、その後継者が取得した株式につき 「贈与税の納税猶予の特例」の適用を受ける場合
- 3) 非上場会社の株式に係る贈与税の納税猶予の特例
  - (1) 内容

後継者(=受贈者。先代経営者の親族)が、先代経営者から一定以上の 自社株の贈与を受け、本制度の要件を満たす場合には、贈与前から後継者 が既に保有していた議決権株式を含め発行済み完全議決権株式総数の 3分の2に達するまでの部分について、贈与税の全額の納税が猶予される。 <手続の流れ>

- 1. 贈与前=経済産業大臣の確認
  - 「経営承継円滑化法」に基づき、後継者が特定されていることや計画的 な事業承継に係る取組を行っていることについての「経済産業大臣の 確認」を受けることが必要。
- 2. 贈与後=経済産業大臣の認定 この特例の適用を受けるためには、贈与により、先代経営者である 贈与者から、全部又は一定以上の非上場株式等を取得する必要がある。 贈与を受けた後、「経営承継円滑化法」に基づき会社の要件、後継者 (受贈者)の要件を満たしていることについての「経済産業大臣の認定」 を受けること。
- 3. 認定取得後~贈与税の申告期限まで この特例の適用を受ける旨を記載した贈与税の申告書及び一定の書類を

税務署へ提出するとともに、納税が猶予される贈与税額及び利子税の額に見合う担保を提供する必要がある。

(注)贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日までに、受贈者の住所地の所轄税務署に贈与税の申告をする必要があります。 特例の適用を受ける非上場株式等のすべてを担保として提供した場合には、納税が猶予される贈与税額及び利子税の額に見合う担保の提供があったものとみなされる。

# (2) 贈与税の納税猶予についての要件説明

- ①計画的な承継に係る取組 (経済産業大臣の確認) 計画的な承継に係る取組 (後継者の確定、株式の計画的承継等)に 関して、後継者への贈与を実行する前に「経済産業大臣の確認」を受け ておく必要がある。
- ②先代経営者 (贈与者) の要件
- a. 会社の代表者であったこと
- b. 役員を退任すること
- c. 先代経営者と同族関係者で発行済議決権株式総数の 50%超の株式を 保有し、かつ、その同族関係者内で筆頭株主であったこと等
- ③後継者(受贈者)の要件
  - a. 先代経営者の親族であること
  - (注)「親族」の範囲は、1) 6 親等内の血族、2) 配偶者、3) 3 親等内の姻族
  - b. 会社の代表者であること
  - c. 後継者と同族関係者で発行済議決権株式総数の 50% 超の株式を保有し、かつ、その同族関係者内で筆頭株主となること (1つの会社で納税猶予の適用を受けられるものは1人)
- ④対象会社の要件
  - a. 中小企業基本法の中小企業であること(特例有限会社、持分会社も対象)
  - b. 非上場会社であること
  - c. 資産管理会社に該当しないこと
  - (注)「資産管理会社」とは、有価証券、自ら使用していない不動産、現金、 預金等の特定の資産の保有割合が総資産の帳簿価額の総額の70% 以上の会社やこれらの特定資産からの運用収益が総収入金額の75% 以上の会社をいう。(ただし、一定の事業実態のある会社は除かれる)
  - d. 従業員が1名以上であること 等
- ⑤経済産業大臣の認定

上記の各要件に該当しているか否か審査の上、経済産業大臣が認定をする。

認定の申請は「贈与を受けた年の翌年の1月15日」までに各地域の経済産業局に対して行う。

- (注) 贈与税の納税猶予の適用を受けるためには、認定時に交付される 「認定書」とその他の必要書類を添付して、税務署に贈与税の申告 を行う必要がある。
- ⑥事業継続期間(5年間)の要件

贈与税の申告期限から5年間、事業を継続する必要がある。

- a. 認定を受けた会社の代表者であること
- b. 雇用(従業員数)の8割以上を維持すること 「従業員数」は、厚生年金保険及び健康保険加入者をベースに判定
- c. 相続した対象株式を保有していること 等
- d. 事業継続期間中は毎年1回、報告基準日(贈与税の申告期限から1年を 経過するごとの日)の翌日から3か月以内に経済産業局に対して所定の 報告書の提出が必要。 また、税務署に対しても別途「継続届出書」の 提出が必要。(事業継続期間中は毎年1回、期間経過後は3年に1回)
- (7)その後(事業継続期間の経過後)の取り扱い

納税猶予の対象株式を継続保有等していれば、納税猶予は継続される。 また、贈与税の猶予税額の免除用件は、相続税の猶予税額の免除用件に 加えて、「先代経営者(贈与者)の死亡」が含まれる。

(注)「先代経営者(贈与者)」が死亡した場合には、先代経営者から後継者に当該株式の相続があったものとみなされ、相続税が課税されます。

(ただし、株式の相続税評価額は贈与時の価額により計算)。

なお、この際、「経済産業大臣の確認」を受け、一定の要件を満たす場合には、 相続によって取得したとみなされた当該株式について相続税の納税猶予の適用 を受けることが可能。

### 相続時精算課税との関係

- ①贈与税の納税猶予の適用を受ける非上場株式等に係る贈与税については、 相続時精算課税の適用は受けられず、暦年課税により計算することになる。
- ②後継者が発行済み議決権株式総数の3分の2を超える株式等の贈与を受ける場合など、贈与税の納税猶予制度の適用を受けない株式等については、 【相続時精算課税制度を利用できます。
- 4)贈与税の納税猶予制度に関して、先代経営者(贈与者)が死亡した場合の注意点
  - ①先代経営者(贈与者)が死亡した場合には、後継者(受贈者)が猶予

されている贈与税の納付が免除される。

- ②贈与税の納税猶予の適用を受けた非上場株式は後継者が相続(又は遺贈)によって取得したものとみなして、贈与時の価額により他の相続財産と合算して相続税を計算する。
- ③この際「**経済産業大臣の確認**」を受け、一定の要件を満たす場合には、 そのみなされた非上場株式について相続税の納税猶予の適用を受けること ができる。 ⇒ 贈与税の納税猶予から相続税の納税猶予への切り替え
- ──> この「経済産業大臣の確認」は「計画的な承継に係る取組についての経済産業大臣の確認とは異なる手続き。注意のこと。
  - (1)「贈与税」から「相続税」の納税猶予に切り替える場合の「経済産業大臣 の確認」
    - <確認を受ける主な事項>
    - ①相続開始の時において、対象会社が以下の要件を満たしていること。
      - a. 中小企業基本法上の中小企業に該当していること
    - b. 非上場会社であること
    - c. 資産管理会社に該当しないこと
    - d. 従業員が1名以上であること 等
    - ②相続(遺贈)により対象会社の株式を取得したものとみなされた代表者が、 以下の要件を満たしていること。
    - a. 相続開始の直前において、先代経営者(=被相続人、かつての贈与者) の親族であったこと
    - b. 相続開始の時において、当該代表者と同族関係者で発行済議決権株式 総数の50%超の株式を保有し、かつ、その同族関係者内で筆頭株主で あること等
    - <確認を受けるための申請>

相続開始の日の翌日から8か月を経過する日までに、所定の申請書を各地域の経済産業局に提出。

相続税の納税猶予の適用を受けるためには、確認を受けた場合に交付される「確認書」とその他の必要書類を添付して、税務署に相続税の申告を行う必要がある。